

参考資料

令和7年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その5)

議案第 35 号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 36 号	堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 37 号	堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7

<議案第35号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限）</p> <p>第7条の4 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程への就学</u>（以下この条において「<u>小学校等就学</u>」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限）</p> <p>第7条の4 任命権者は、<u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学</u>（以下この条において「<u>小学校等就学</u>」という。）の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校等就学</u>の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが</p>

した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第12条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校又は義務教育学校の前期課程への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校等就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあるのは、「第12条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長の定めるところにより当該要介護者を介護する」

著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前3項の規定は、第12条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部への就学（以下この条において「小学校等就学」という。）の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校等就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長の定めるところにより当該子を養育する」とあるのは、「第12条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長の定めるところにより当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第12条 任命権者は、職員（会計年度任用職員のうち、市長が別に定める職員を除く。）がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められるときは、その職員に対し、介護休暇を与えることができる。

2 (略)

3 介護休暇については、職員給与条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

4 (略)

(介護時間)

5 (略)

(介護休暇)

第12条 任命権者は、職員（会計年度任用職員のうち、市長が別に定める職員を除く。）がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者（第12条の3において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められるときは、その職員に対し、介護休暇を与えることができる。

2 (略)

3 介護休暇については、職員給与条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 (略)

(介護時間)

第12条の2 (略)

(追加)

(追加)

(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)

第12条の2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員がその配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)

第13条 (略)

第13条 (略)

<議案第36号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例>

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（過料）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>（過料）</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは法第13条</u>（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

<議案第37号 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例>

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（追加）</p> <p><u>（4）・（5）</u> （略）</p> <p>（活動手当）</p> <p>第4条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（<u>第6条</u>に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号に掲げる活動の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を前項第1号に規定する額に加算する。ただし、前条に規定する手当の支給を受ける職員については、この限りでない。</p> <p>（1）高所におけるものである<u>とき。</u> 120円</p> <p>（2）消防艇に乗り組んで行うものである<u>とき。</u> 240円</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）緊急消防援助手当</u></p> <p><u>（5）・（6）</u> （略）</p> <p>（活動手当）</p> <p>第4条 活動手当は、次に掲げる活動に従事した職員（<u>第7条</u>に規定する手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第1号に掲げる活動の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を前項第1号に規定する額に加算する。ただし、前条に規定する手当の支給を受ける職員については、この限りでない。</p> <p>（1）高所におけるものである<u>とき</u> 120円</p> <p>（2）消防艇に乗り組んで行うものである<u>とき</u> 240円</p> <p>4・5 （略）</p>

(夜間特殊業務手当)

第5条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務の一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）において行われる業務に従事する職員に支給する。

2 (略)

(追加)

(追加)

(夜間特殊業務手当)

第5条 夜間特殊業務手当は、正規の勤務の一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）において行われる業務に従事する職員 (次条に規定する手当の支給を受ける職員を除く。) に支給する。

2 (略)

(緊急消防援助手当)

第6条 緊急消防援助手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した地方公共団体に出勤し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務として異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助活動等に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき1,080円とする。

3 第1項に規定する遭難救助活動等の全部又は一部が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める額）を前項に規定する額に加算する。

(1) 日没時から日出時までの間におけるものであるとき 540円

(2) 著しく危険な区域（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等に基づき立入りの禁止、退去の命令等の措置が

(国際緊急援助手当)

第6条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第7条 (略)

(管理職員への支給制限)

第8条 (略)

(併給禁止)

第9条 一の日における勤務が、第3条及び第6条に規定する手当の支給要件を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、同条に規定する手当のみを支給するものとする。

2 (略)

(支給期日)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

なされた区域(第1項に規定する遭難救助活動等の実施後において、当該活動等に係る災害に関し、当該措置がなされた区域を含む。)をいう。)におけるものであるとき 1,080円

(国際緊急援助手当)

第7条 (略)

(特殊で一時的な業務に支給する手当)

第8条 (略)

(管理職員への支給制限)

第9条 (略)

(併給禁止)

第10条 一の日における勤務が、この条例に規定する特殊勤務手当(その額が日額で定められているものに限る。)の支給要件の2以上を同時に満たすときは、当該勤務を行った職員には、支給要件を満たしている特殊勤務手当のうち、手当の額が最も高額であるもののみを支給するものとする。

2 (略)

(支給期日)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

令和7年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その5）

令和7年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0031

